

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

 URL <http://rokyo.net>

高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置が終了します

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

現在、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として

平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者(※)に関する

雇用保険料は免除されていました。

(※)保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

これらの方についても、経過措置の終了に伴い

令和2年4月1日からは、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の徴収と納付が必要となります。

事業所において該当する従業員が在籍する場合は、必要な変更をお願い致します。

現在(平成29年4月以降)の給与・賞与の雇用保険料率

	事業の種類	現在(平成29年4月1日から)
1	一般の事業(下記2・3以外の事業)	9 / 1000 (3 / 1000)
2	農林水産・清酒製造の事業	11 / 1000 (4 / 1000)
3	建設の事業	12 / 1000 (4 / 1000)

※下段の()内の数字が本人負担分となります。

子供・子育て拠出金の料率が変更予定です(令和2年4月分から)

子供・子育て拠出金の料率が令和2年4月(5月末納付分)から変更予定です。

拠出金は全額事業主負担となるため、従業員の給与からの社会保険料の引き去りに変更はありません。

拠出金は、厚生年金の標準報酬月額または標準賞与額に1000分の3.6を乗じた額に変更予定です。

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。URL:<http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ
お申し込みは、